

令和3年度社会教育主事講習 [A] 実施要項

1 趣 旨

社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、文部科学省から委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とした講習を実施するもの。

2 実施機関名

北海道立生涯学習推進センター

3 対 象

社会教育主事講習等規程第2条の各号の一に該当する方

4 定 員

40人（各会場 10人）

※ なお、受講者の選定制限の取扱いについては、「13 受講者の選定及び受講者決定の通知」を参照してください。

5 期 間

【全 日 程】

令和3年（2021年）7月8日（木）～9月11日（土）＜期間中19日間＞

【科目別内訳】

| | | |
|----------|-------------|-------------------------------------|
| ○生涯学習概論 | 令和3年（2021年） | 7月8日（木）、9日（金）、 7月14日（水）～16日（金） |
| ○社会教育経営論 | 令和3年（2021年） | 7月20日（火）、21日（水）、 7月28日（水）～30日（金） |
| ○生涯学習支援論 | 令和3年（2021年） | 8月2日（月）、3日（火）、 8月10日（火）～12日（木） |
| ○社会教育演習 | 令和3年（2021年） | 9月8日（水）～11日（土） |

※令和3年7月1日（木）16時から1時間程度、オンラインでオリエンテーションを実施しますので、オンライン環境がある方は、参加してください。（受講する環境での接続テスト・受講者の交流を兼ねています。詳細は後日御案内します。）

6 会 場

| | |
|---|---|
| ○札幌会場 北海道科学大学サテライトキャンパス | 〒060-0002 札幌市中央区北3条東1丁目1-1 |
| ○渡島会場 北斗市総合文化センターかなでーる （9月） 北斗市公民館 | 〒049-0156 北斗市中野通2丁目13-1 〒041-1251 北斗市本郷2丁目32-5 |
| ○上川会場 士別市民文化センター | 〒095-0016 士別市東6条4丁目 |
| ○十勝会場 更別村地域創造複合施設さらパーク | 〒089-0563 河西郡更別村字更別南1線93番地38 |

※上記全ての連絡先は以下のとおり

北海道立生涯学習推進センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 8階

電 話 011-204-5782（直通） F A X 011-261-7431

7 日程（講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法）

（別表1）のとおり

8 受講申込手続

(1) 申込方法及び申込先

ア 北海道内在住の受講希望の方

受講希望者は「(2)提出書類等」のうち必要な書類を5月28日（金）までに住所地又は勤務地管内の教育局に提出してください。

イ 北海道外在住の方

受講希望者は「(2)提出書類等」のうち必要な書類を5月28日（金）までに住所地又は勤務地の都府県の教育委員会に提出してください。

※ 受講の申込みを受けた各都府県の教育委員会は、関係書類を取りまとめの上、6月2日（水）までに北海道立生涯学習推進センターにお送りください。

(2) 提出書類等

ア 「社会教育主事講習受講申込書（A日程）」……………【様式1】

別添様式1に必要な事項を記入、押印の上、提出してください。（両面1枚で印刷）

※必ず提出が必要です。

イ 「受講資格」を証明する書類（上記アの「⑨受講資格」欄を証明する書類）

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号 以下「省令」）第2条各号において、提出が必要な書類は下記のとおりとします。

<第1号該当者>

a) 最終学歴の「卒業証明書」

※「卒業証書」の写しでは認められません。

b) 大学在学中の者は、「在学証明書」及び「本講習の受講が学業・卒業に支障のない旨を記した大学からの書面」（様式自由）

<第2号該当者>

教育職員の普通免許状の写し、又は、教育職員免許状授与証明書

※写しを提出する場合は、所属機関の「原本証明」が必要です。

<第3、第4及び第5号該当者>

所属長が証明する「勤務証明書」……………【様式2】

ウ 「社会教育主事講習単位修得認定申請書」……………【様式3】

単位修得の認定を希望する者のみ提出してください。

詳細は、下記「9 科目代替の希望、既に単位を修得している場合について」を参照してください。

エ 「社会教育主事発令予定に関する証明書」……………【任意様式】

上記アの「⑩社会教育主事発令予定の有無」の発令予定を証明する書類。本講習を受講後、発令予定のある方は、所属長名で「発令予定年月日」「所属」を記載のものを任意様式で提出してください。

オ 「受講承諾書」……………【様式5】

社会教育主事講習は、資格付与の講習なので、原則全日程の出席が必要です。（欠席は認められません。）職場がある方は、職場の理解（所属長の承諾）を得て受講してください。

カ 返信用定形外（角2）封筒

受講決定通知及び修了証書の送付に使用します。あて先を明記の上、それぞれ140円切手を添付したものを2部提出してください。

※各証明書等記載の氏名と現在の氏名が異なる場合には、「戸籍抄本」等の証明書類を併せて御提出ください。

9 科目代替の希望、既に単位を修得している場合について

省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科

学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。（代替できる単位は、受講申込みの時点で修得済みであることが必要です。）

既に、大学等において、社会教育法第9条の5に定める社会教育主事講習の一部科目の単位を修得しており、当該科目の受講の免除を希望する場合は、「社会教育主事講習単位修得認定申請書」【様式3】に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目の単位を修得したことの証明書類（単位修得証明書、又は、大学の成績証明書とシラバス等）を添付してください。

10 分割受講について

本講習では、科目ごとの分割受講を認めています。ただし、一つの科目内での分割受講はできません。

また、分割受講については、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、原則として、①生涯学習概論、②社会教育経営論、生涯学習支援論、③社会教育演習の順序での履修をお願いします。

(1) 科目ごとの分割受講

生涯学習概論のみの受講等、科目ごとに分割して受講することができますが、原則として挙げている順序での履修となるよう留意してください。

(2) 同一年度内での分割受講

本講習では、A日程とB日程を開催することとしておりますので、例えば、A日程で生涯学習概論と社会教育経営論を受講し、B日程で生涯学習支援論と社会教育演習を受講することが可能です。ただし、A日程で社会教育経営論を修得できなかった場合は、B日程で、社会教育経営論から受講することとなりますので留意してください。

(3) 複数年度にわたる分割受講

2年間で2科目ずつの受講、4年間で1科目ずつの受講等、複数年度にわたり、受講することが可能です。

11 オンラインでの個人受講について

演習中心の講義を除いて「生涯学習概論」「社会教育経営論」「生涯学習支援論の一部」については、オンラインでの個人受講を認めます。希望される方は、【様式1】の該当欄に記入し、必要な環境整備や接続テストへの参加などの準備をお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大等による会場閉鎖など、会場での受講ができなくなった場合、緊急措置としてオンラインに切り替えて講習を継続する場合があります。緊急措置での受講継続を希望される方は、【様式1】の該当欄に記入をお願いします。

オンラインでの個人受講については、通信料等のかかる経費は自己負担となります。

12 受講に要する経費

受講料は無料ですが、受講する科目によっては、講師が指定する教材費、施設見学に係る入場・入館料、交通費等が発生することがあります。各経費については個人負担となりますので、御了承ください。

13 受講者の選定及び受講者決定の通知

当センターに設置されている運営委員会において決定します。

なお、受講対象者の選考を行う際には、文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とした社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、まず都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれている職員、次に都道府県及び市町村の職員、次に「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定（H8.8.28文部省告示第148号）」に規定

されている職についている方を優先することとします。

また、北海道の人材育成を進める観点から、受講申込が定員を超えた場合、北海道外からの申込みについては優先順位が下がることがあります。

14 修了証書

省令第8条により、本講習において「省令第3条規定により8単位以上の単位を修得したと認めた者」に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。

なお、一部の単位を修得した方に対しては、修得した科目の「単位修得証明書」を交付します。

15 受講に際しての留意点

本講習は、全日程出席することが原則です。職場がある場合は、出席できるよう調整してください。やむを得ず欠席する場合は、所定の様式に欠席理由等を記載し、当センターに提出する必要があります。

なお、欠席することにより、単位修得が認められない場合があります。

16 健康管理について

長期にわたる講習のため、受講申込みの際は、受講申込書【様式1】「⑩健康状況」欄に該当する事項は漏れなく御記入ください。また、受講申込み後に生じた疾病等についても必ず当センターに連絡くださいますようお願いいたします。

また、受講者自身による毎日の検温と受講中のマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症対策に御協力くださいますようお願いいたします。

17 その他

- (1) 本実施要項に関する問合せは、下記の本件担当連絡先までお願いします。
- (2) 講習期間中は、講義前後や昼休み等に、講習を運営する上で必要な情報をお知らせすることがありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 札幌会場には使用できる無料の駐車スペースがありません。札幌会場にお越しの際は、公共交通機関を利用してください。
- (4) 講習期間中の万が一の事故やけがに備えて、傷害保険等に加入するなどして、各自の責任で万全を期して参加していただきますようお願いいたします。
- (5) 本要項に定めるもののほか、講習実施に関することは、必要に応じて北海道立生涯学習推進センター長が定めます。

※ 災害や新型コロナウイルスの影響で講習を中止する場合がありますので、御承知おきください。

※ 本講習は北海道科学大学の御協力で、サテライトキャンパスを使用させていただき実施しています。

【担当】

北海道立生涯学習推進センター

国枝・加藤

T E L : 0 1 1 - 2 0 4 - 5 7 8 2

F A X : 0 1 1 - 2 6 1 - 7 4 3 1

E - mail : shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp